



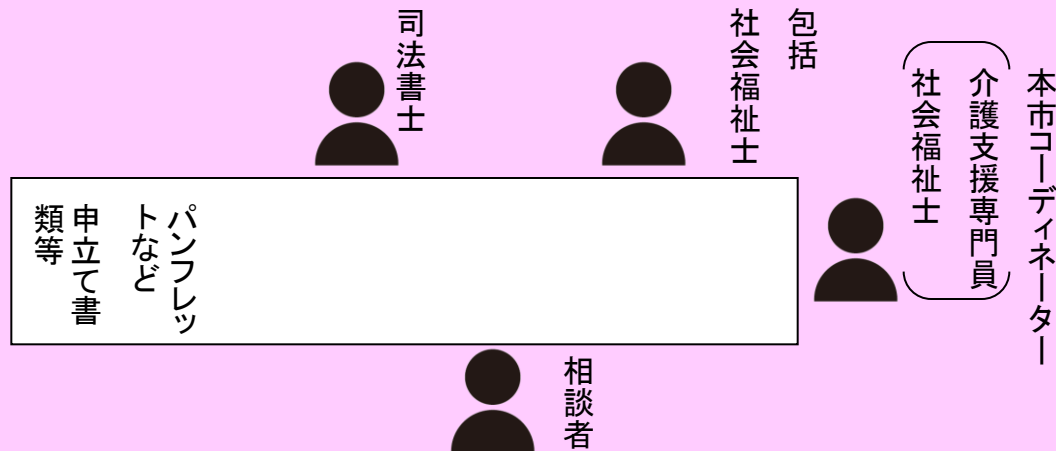
# 成年後見制度に関する相談窓口(鳴門市) 平成23年1月より開始



目的:①成年後見制度の普及啓発及び、地域包括支援センター職員(特に社会福祉士)の権利擁護に関する対応力の向上を図る。

②地域ケア会議の開催につなげ、地域のネットワークづくりの機会とする。

方法:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島支部に委託、専門相談員(司法書士)1名が相談に対応し、5ヶ所の地域包括支援センターの社会福祉士が毎月輪番で1名ずつ、また地域包括ケア推進事業のコーディネーターとして配置した、介護支援専門員又は社会福祉士も同席し、相談事例を共有する。相談終了後は事例に対して振り返りを行い、制度を確認すると共に、必要によっては引き続き相談者の支援を行なうとともに、地域ケア会議の開催につなげている。



開催日:月1回(第3水曜日)

時間 :13:30~15:30

場所 :市役所1階会議室





(徳島県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	鳴門市
②人口（※1）	61, 535 人 ( )
③高齢化率（※1） (65 歳以上、75 歳以上それぞれについて記載)	65 歳以上 27.8% (H25.3.31 現在) ( ) 75 歳以上 14.6% (H25.3.31 現在)
④取組の概要	目的：①成年後見制度の普及啓発及び、地域包括支援センター職員の権利擁護に関する対応力の向上を図る。②地域ケア会議の開催につなげ、地域のネットワークづくりの機会とする。 概要：成年後見センターリーガルサポート徳島支部より月1回、司法書士1名が相談に対応し、5か所の地域包括支援センターの社会福祉士が毎月輪番で同席する。相談終了後は、事例を振り返り確認するとともに必要がある場合は、引き続き相談者の支援を行う。
⑤取組の特徴	①対象者を一般市民のみではなく、民生委員や地域の介護支援専門員など支援者も含んでいること。②地域包括支援センター職員のスキルアップ。
⑥開始年度	平成23年1月
⑦取組のこれまでの経緯	相談者は親族・本人・介護支援専門員・包括の順に多く、内容は法定後見関係が47%、後見制度全般が29%、任意後見関係が16パーセントを占めている。支援結果は制度説明、社協の日常生活自立支援事業の利用、後見申立てにつながった事例、同行支援などである。
⑧主な利用者とな数	一般市民（本人及び親族）・地域包括支援センター・介護支援専門員
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体：鳴門市 関連団体：成年後見センターリーガルサポート徳島支部、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス提供事業所、民生委員
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	120, 000 円/年
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	無
⑫取組の課題	制度の利用が必要にもかかわらず、受け入れにつながらない相談者への継続的なアプローチ。
⑬今後の取組予定	①今後も継続予定。②制度の普及啓発や来談者のうち継続支援が必要な方へのフォロー体制の強化。③この制度を機会とし、多職種とのネットワークづくりの構築。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	健康福祉部 長寿介護課 TEL 684-1147





- ※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を( )内に記載してください。
- ※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。
- ※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

